

清掃・リサイクル審議会の環境審議会への統合について

令和8年4月1日付けの組織改正による環境政策部と清掃・リサイクル部の統合に伴い、清掃・リサイクル部が所管する「清掃・リサイクル審議会」を「環境審議会」に統合します。ついては、今後清掃・リサイクルに関連する事案については、必要に応じて環境審議会でご審議いただくこととなります。

なお、現在の第9期清掃・リサイクル審議会の委員の任期が令和8年5月31日までとなっていることから、統合は6月1日付けとします。

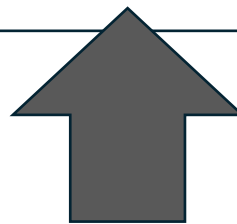
【参考：世田谷区環境審議会所掌内容】

世田谷区環境基本条例

第10条 区の実環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、**環境の保全等に関する基本的事項**



世田谷区清掃・リサイクル条例

第11条 廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) **廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本方針**
- (2) **前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項**